

○藤枝市都市公園条例

昭和40年12月25日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定により藤枝市（以下「市」という。）が設置する都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理について、別段の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定める。

第2条 削除

(行為の禁止)

第3条 公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) その他公園の管理に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これに類すること。
- (2) 業としての写真又は映画等の撮影をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 有料公園施設内に広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。）を掲出し、又は表示すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認めた行為

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、前2項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

(1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めたとき。

(2) 管理上支障があると認めたとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(制限行為許可の特例)

第5条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条の許可を受けることを要しない。

(有料公園施設)

第5条の2 市が公園内で有料で使用させる施設（付帯設備を含む。以下「有料公園施設」という。）並びにその供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、供用日又は供用時間を臨時に変更することができる。

2 次の各号に掲げる有料公園施設の管理については、当該各号に掲げる条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(1) 藤枝市郷土博物館 藤枝市郷土博物館条例（昭和62年藤枝市条例第11号）

(2) 藤枝市文学館 藤枝市文学館条例（平成19年藤枝市条例第10号）

(3) 国史跡志太郡衙資料館 国史跡志太郡衙資料館条例（平成19年藤枝市条例第14号）

(有料公園施設の使用)

第5条の3 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとする

きは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、前2項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

(1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすと認めたとき。

(2) 管理上支障があると認めたとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めたとき又は公園に関する工事のためやむを得ないと認めたときにおいては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の許可申請記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定による公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の申請書に記載する事項は、次の各号の区分により当該各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の外観及び構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事実施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 変更する事項

イ 変更する理由

ウ その他市長の指示する事項

(公園の占用許可申請記載事項)

第8条 法第6条第2項の規定による公園の占用の許可申請書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の外観

(2) 占用物件の管理方法

(3) 工事実施の方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 原状回復の方法

(6) その他市長の指示する事項

(占用許可事項の軽易な変更)

第8条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えで、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(添付書類)

第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

(保証金等)

第10条 市長は、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可について必要があると認めるときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証金の額及び保証人の資格は、市長が定め、保証金には利子をつけない。

（保証金の還付）

第 1 1 条 前条の保証金は、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用の許可を受けた者が、その許可を取り止め、又は取り消され、若しくは許可の期間が満了したときに還付する。

2 前項の場合において、次条の使用料その他市に対して負担する金額に未納のものがあるときは、前条の保証金をもってこれに充てる。

（使用料及び納付方法）

第 1 2 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 5 条の 3 第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、別表第 2 に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納とする。ただし、特別の事情があるものの徴収方法については、市長が定める。

（使用料の算定方法）

第 1 3 条 使用料の算定は、次の各号に掲げるところによる。

（1） 月をもって計算の単位としているもので、その期間が 1 か月に満たない端数があるときは、1 か月に切り上げる。

（2） 時間をもって計算の単位としているもので、その時間が 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間に切り上げる。

（3） 平方メートルをもって計算の単位としているもので、その面積が 1 平方メートルに満たない端数があるときは、1 平方メートルに切り上げる。

（4） メートルをもって計算の単位としているもので、その長さが 1 メートルに満たない端数があるときは 1 メートルに切り上げる。

（使用料の減免）

第 1 4 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 1 5 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（1） 使用者の責によらない理由で使用できなかったとき。

（2） 使用者が使用の日前 5 日までに使用許可の取消しを願い出て、市長が相当

の理由があると認めたとき。

(3) その他市長が特別の事情があると認めたとき。

(損害賠償の義務)

第15条の2 公園施設又は附帯設備等をき損又は亡失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、減額又は免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 使用者等は、その許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

(権利の承継)

第17条 相続又は法人の合併により使用者等からその権利を承継しようとする者は、これを証明する書類を添えて市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 公園の保全又は公衆の公園利用に著しい支障を生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第18条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を藤枝市公告式条例（昭和29年藤枝市条例第2号）第2条に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示し、又は規則で定める方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第18条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第18条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第18条の6 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第18条の7 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨市長に届出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項又は第2項の規定により公園の原状を回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命じられた者が命じられた工事を完了したとき。

(6) 公園を構成する土地、物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し若しくは移転したとき。

(7) 第18条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命じられた者が命じられた措置を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第19条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認めた事項を

明らかにしてその旨を公示しなければならない。

（準用規定）

第 20 条 第 3 条から第 19 条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（指定管理者による管理）

第 20 条の 2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に別表第 3 に掲げる都市公園又は有料公園施設（以下「指定公園」という。）の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の規定により指定公園の管理を指定管理者が行う場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 条の 2 ただし書	市長が特に必要があると認めたときは	指定管理者は、特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て
第 4 条、第 5 条の 3、第 12 条、第 14 条、第 15 条第 2 号及び第 3 号、第 15 条の 2、第 17 条並びに第 18 条	市長	指定管理者
第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 15 条	使用料	利用料金
第 15 条第 1 号	市	市又は指定管理者

3 第 1 項の規定により、指定公園の管理を指定管理者が行う場合に当たっては、利用料金は、別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

5 第 1 項の規定により、指定公園の管理を指定管理者が行う場合に当たっては、利用料金は、指定管理者の収入とする。

（指定管理者が行う業務）

第 20 条の 3 指定管理者は、指定公園の区分に応じ、別表第 3 に掲げる業務を行

うものとする。ただし、市長が処理すべき業務を除く。

(罰則)

第 2 1 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5 0 , 0 0 0 円以下の過料を科する。

(1) 第 3 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して同条第 1 項に掲げる行為をした者

(3) 第 1 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による市長の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の手段により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の 5 倍に相当する額（当該 5 倍に相当する額が 5 0 , 0 0 0 円を超えないときは、5 0 , 0 0 0 円とする。）以下の過料を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し、前 2 項の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各項の過料を科する。

(罰則の規定の適用)

第 2 1 条の 2 法第 5 条の 3 の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。

(委任)

第 2 2 条 この条例の施行について、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(岡部町の編入に伴う経過措置)

2 岡部町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、岡部町都市公園条例（昭和 5 5 年岡部町条例第 2 9 号。以下「旧岡部町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

3 編入日の前日までに、岡部町において法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は旧岡部町条例第 4 条第 1 項若しくは第 3 項、第 5 条の 3 第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可を受けた者の当該許可に係る使用料等については、この条例の規定にかかわらず、平成 2 1 年 3 月 3 1 日までの間又は当該許可を受けている期間に限り、旧岡部町条例の例による。

- 4 編入日の前日までにした旧岡部町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧岡部町条例の例による。

附 則（昭和 4 1 年 1 2 月 2 2 日条例第 4 7 号）

この条例は、昭和 4 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 4 2 年 1 2 月 2 5 日条例第 3 1 号）

この条例は、昭和 4 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 4 5 年 3 月 3 1 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、新町公園にかかる改正部分は昭和 4 4 年 1 1 月 1 日から適用し、藤岡中央公園にかかる改正部分は昭和 4 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 4 6 年 3 月 2 5 日条例第 2 1 号）

この条例は、昭和 4 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 4 7 年 3 月 2 5 日条例第 1 3 号）

この条例は、昭和 4 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 4 8 年 3 月 2 0 日条例第 9 号）

この条例は、昭和 4 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 5 2 年 1 0 月 1 日条例第 3 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 5 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和 5 9 年 1 2 月 2 2 日条例第 3 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の藤枝市都市公園条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可等に係る使用料から適用し、同日前の使用許可等に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和 6 0 年 6 月 2 7 日条例第 1 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 2 3 日条例第 3 3 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市都市公園条例別表第２の規定にかかわらず、平成元年４月１日前に使用許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成７年３月２５日条例第１６号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、平成７年４月１日から施行する。
- 2 この条例（第２１条の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第２の規定は、平成７年４月１日以後の使用許可等に係る使用料について適用し、同日前の使用許可等に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成９年３月２６日条例第３８号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成９年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市都市公園条例別表第２の規定にかかわらず、平成９年４月１日前に使用許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１１年１２月２０日条例第３０号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市都市公園条例別表第２の規定にかかわらず、平成１２年４月１日前に使用許可を受けた者の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１２年１２月２１日条例第３５号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成１３年１２月２５日条例第２９号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(藤枝市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

- 2 藤枝市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和39年藤枝市条例第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成16年12月24日条例第24号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第14号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の改正規定、第5条、第7条及び第12条第1項の改正規定、第18条第2項の改正規定、第18条の次に6条を加える改正規定、第19条の改正規定並びに第20条の改正規定 公布の日
- (2) 第4条の改正規定、第22条を削り、第23条を第22条とする改正規定及び別表第2の(5)の部中の改正規定 平成17年4月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成17年7月1日

附 則 (平成19年3月26日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条の2に1項を加える改正規定(第2号を加える部分に限る。)、別表第1に藤枝市文学館の項を加える改正規定及び別表第2に(8)の項を加える改正規定 規則で定める日

(平成19年規則第31号で平成19年9月29日から施行)

- (2) 第5条の2に1項を加える改正規定(第3号を加える部分に限る。)及び別表第2に(9)の項を加える改正規定 平成20年4月1日

附 則 (平成20年3月27日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月25日条例第101号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第52号)

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２６日条例第１０号）抄
（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例（第１条及び第３４条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２７年１２月２８日条例第４４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月２８日条例第１８号）抄
（施行期日）

第１条 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月２６日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第２の規定は、平成２９年４月１日以後の多目的広場の使用について適用し、同日前までの使用については、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月２０日条例第３号）抄
（施行期日）

１ この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

３ この条例（第１条及び第３５条から第３８条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月２３日条例第６号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１２月１５日条例第２９号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１（第５条の２関係）

施設の所在地	施設の名称	供用日	供用時間	
藤枝総合運動公園	サッカー場	1月4日から12月	午前8時から午後9時まで	
	野球場	27日まで。ただ	4月1日から8月	午前8時から午
	陸上競技場	し、月曜日（国	31日まで	後6時まで
	グラウンドゴルフ場	民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	9月1日から3月	午前8時から午
		に当たるときは、その翌日）は除く。	31日まで	後5時まで
蓮華寺池公園	野外音楽堂	1月5日から12月27日まで	4月1日から10月	午前9時から午
			31日まで	後9時まで
	藤枝市郷土博物館	別に定めるところによる	11月1日から3月	午前9時から午
			31日まで	後5時まで
御子ヶ谷公園	国史跡志太郡	別に定めるところによる		
	衙資料館	別に定めるところによる		
おかべ巨石の森公園	多目的広場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時まで	

別表第２（第１２条関係）

（１） 藤枝総合運動公園サッカー場

利用区分	使用料							備考
	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日	加算料	
	8時から	1時から	午前8時	午後6時	午後1時	午前8時	1時間に	

			12時ま で	5時まで	から午 後5時ま で	から午 後9時ま で	から午 後9時ま で	から午 後9時ま で	つき	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	アマ チュ ー	一 般	円 11,280	円 11,280	円 22,560	円 8,460	円 19,740	円 31,020	円 2,820	1 競技会 に使用す る場合 は、放送 設備及び 競技用器 具の使用 を含む。 2 藤枝市 民及び市 内の事業 所等に勤 務する者 並びに市 内の事業 所等以外 の者が使 用する場 合は、当 該使用料 の50%に 相当する 額を加算 する。
	アス ポー ツに 使用 する 場合	生 徒 ・児 童 ・幼 児	8,800	8,800	17,600	6,600	15,400	24,200	2,200	
	アマチュ アスポ ーツ以外 に使用す る場合		31,400	31,400	62,800	23,550	54,950	86,350	7,850	
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	アマ チュ ー	一 般	28,440	28,440	56,880	21,330	49,770	78,210	7,110	
	アス ポー ツに 使用 する 場合	生 徒 ・児 童 ・幼 児	22,200	22,200	44,400	16,650	38,850	61,050	5,550	
	アマチュ アスポ ーツ以外 に使用す る場合		284,920	284,920	569,840	213,690	498,610	783,530	71,230	
会議室1			1,750	1,750	3,500	2,630	4,380	6,130		
会議室2			1,040	1,040	1,860	1,580	2,620	3,660		

会議室3	1,040	1,040	1,860	1,580	2,620	3,660		
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--

(注)

- 1 この表において「一般」とは、満15歳以上の者であって生徒以外のものをいう。
- 2 この表において「生徒」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童」とは、学校教育法第1条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。
- 4 この表において「幼児」とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園の在園者及びこれに準ずる者をいう。

(2) 藤枝総合運動公園野球場

ア 4月1日から8月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から6時まで	午前8時から午後6時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュア一般		円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
	アスポートに使用する場合	生徒・児童・幼児	1,780	2,230	4,010	
			1,380	1,730	3,110	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,970	6,210	11,180	
入場料等を徴収する場合	アマチュア一般		4,500	5,630	10,130	2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算す
	アスポートに使用する場合	生徒・児童・幼児	3,510	4,380	7,890	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		45,100	56,370	101,470	

					る。
--	--	--	--	--	----

イ 9月1日から翌年3月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から5時まで	午前8時から午後5時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュア一般		円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
	アスリート		1,780	1,780	3,560	
	ツに使用する場合	生徒・児童・幼児	1,380	1,380	2,760	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,970	4,970	9,940	
入場料等を徴収する場合	アマチュア一般		4,500	4,500	9,000	2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
	アスリート		3,510	3,510	7,020	
	ツに使用する場合	生徒・児童・幼児				
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		45,100	45,100	90,200	

(注)

- 1 この表において「一般」とは、満15歳以上の者であって生徒以外のものをいう。
- 2 この表において「生徒」とは、学校教育法第1条に規定する中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童」とは、学校教育法第1条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。
- 4 この表において「幼児」とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園の在園者及びこれに準ずる者をいう。

(3) 藤枝総合運動公園陸上競技場

ア 4月1日から8月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から6時まで	午前8時から午後6時まで	
入場料等を徴収しない場合	アマチュア一般		円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
	アスポートに使用する場合	生徒・児童・幼児	4,400	5,430	9,830	
			3,030	3,760	6,790	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		13,200	16,430	29,630	
	専用で使 用しない 場合（個 人で使用 する場 合）	一般 生徒・ 児童・ 幼児	1人1回につき 150	1人1回につき 150	300	
入場料等を徴収する場合	アマチュア一般		17,600	22,000	39,600	
	アスポートに使用する場合	生徒・児童・幼児	12,250	15,400	27,650	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		39,600	49,430	89,030	

イ 9月1日から翌年3月31日までの期間に係る使用料

利用区分			使用料			備考
			午前	午後	昼間	
			8時から12時まで	1時から5時まで	午前8時から午後5時まで	

入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	円	円	円	1 競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。 2 藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所等以外の者が使用する場合は、当該使用料の50%に相当する額を加算する。
			4,400	4,400	8,800	
		生徒・児童・幼児	3,030	3,030	6,060	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		13,200	13,200	26,400	
入場料等を徴収する場合	専用で使	一般	1人1回につき150	1人1回につき150	300	
	用しない					
	場合（個人で使用する場合）	生徒・児童・幼児	1人1回につき80	1人1回につき80	160	
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	17,600	17,600	35,200	
		生徒・児童・幼児	12,250	12,250	24,500	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		39,600	39,600	79,200	

(注)

- 1 この表において「一般」とは、満15歳以上の者であって生徒以外のものをいう。
- 2 この表において「生徒」とは、学校教育法第1条に規定する中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者をいう。
- 3 この表において「児童」とは、学校教育法第1条に規定する小学校の在学者及びこれに準ずる者をいう。
- 4 この表において「幼児」とは、学校教育法第1条に規定する幼稚園の在園者及びこれに準ずる者をいう。

(4) 藤枝総合運動公園グラウンドゴルフ場

利用区分／時間区分			使用料	
			半日	全日
			午前8時から正午まで又は午後1時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで
専用 利用	一般		円 20,950	円 41,900
	生徒・児童		10,470	20,940
個人 利用	当日券（1人	一般	300	
	半日につき）	生徒・児童	150	
	回数券（12	一般	3,130	
	枚綴り。1枚 の利用は半 日につき）	生徒・児童	1,560	

(5) 附帯設備及び器具

ア 藤枝総合運動公園サッカー場

区分		単位	使用料
電光 表示	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	円 1,030
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間	10,050
大型 映像 装置	アマチュアスポーツに使用する場合	1時間	5,700
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間	20,500
照明 設備	アマチュアスポーツに使用する場合	全灯 1時間	36,030
		3／4灯 1時間	27,020
		1／2灯 1時間	18,010
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1時間	90,080
放送設備		1回	2,200

報道用放送設備	1回	2,200
---------	----	-------

イ 藤枝総合運動公園陸上競技場

区分	単位	使用料
放送設備	1回	円 2,200
陸上競技用具	一式	5,230
サッカー競技用具	一式	1,030
ピストル	1丁	50
バトン	1本	50
スターティングブロック	1台	50
やり	1本	70
円盤	1個	70
砲丸	1個	70
ハンマー	1個	70
ハードル	1台	50
走り高跳び用器具	一式	320
棒高跳び用器具	一式	320
距離測定器	1組	120
ストップウォッチ	1個	120
巻き尺	1個	50
演台	1台	100
表彰台	1組	100
折りたたみ机	1脚	50
折りたたみ椅子	1脚	50
長椅子	1脚	50
テント	1張	410
周回表示器	1組	70
手旗	1組	50
抽選器	1組	50
高跳び高度表示器	1組	120
距離表示器（走り幅跳び・三段跳び）	1組	120

スターター台	1台	100
記録表示器	1組	120
高度計	1台	120
フィールド用ビニールテープ	1個	50
ペグ	一式	120
決勝柱	1組	50
携帯用拡声器	1台	410

備考 この表に掲げるもの以外の附帯設備及び器具の使用料の額は、類似する附帯設備及び器具の使用料の額に準じて算定した額とする。

ウ 藤枝総合運動公園グラウンドゴルフ場

区分	単位	使用料	
		半日	全日
		午前8時から正午まで又は 午後1時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで
スティック	1本	100	200
ボール	1個	50	100

備考 この表に掲げるもの以外の附帯設備及び器具の使用料の額は、類似する附帯設備及び器具の使用料の額に準じて算定した額とする。

(6) 蓮華寺池公園野外音楽堂

使用 時間 区分 使用 区分	午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
入場料等を 徴収しない 場合	円 3,250	円 4,330	円 6,500	円 8,670	円 11,920	円 16,250
入場料等を 徴収する場 合	9,760	13,010	19,530	26,030	35,810	48,820
放送設備	1回 680円					

(7) その他の使用料

区分				単位	使用料
1 行 為を する 場合	(1) 物品の販売、募金その他これらに類する営業行為			1平方メートル1日	円 30
	(2) 総合運動公園多目的広場以外の場所、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	面積によるもの		1平方メートル1日	20
		面積によりがたいもの		1回1日以内	1,010
	(3) 総合運動公園多目的広場で、競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する行為をする場合	人工芝広場	午前8時から午前12時まで	全面	3,870
			午後1時から午後5時まで	全面	3,870
			午後6時から午後9時まで	全面	7,230
			午前8時から午後5時まで	全面	7,740
			午後1時から午後9時まで	全面	11,100
			午前8時から午後9時まで	全面	14,970
		クレー広場	午前8時から午前12時まで	全面	1,100

		午後1時から午後5時まで	全面	1,100
		午前8時から午後5時まで	全面	2,200
	(4)	業としての写真又は映画等の撮影	1台1日	2,390
	(5)	有料公園施設内における広告物の掲出又は表示	1平方メートル1日	1,520
2 公園を占有する場合	(1)	電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年	1,220
	(2)	ガス管、地下埋設物等	1メートル1月	20
	(3)	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話室	1基1年	1,730
	(4)	競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル1月	20
	(5)	興行する場合	1平方メートル1月	50
	(6)	その他の占有物件	1平方メートル1月	市長が定める額
3	公園施設を設置する場合		1平方メートル1月	〃
4	公園施設を管理する場合		1月	〃

備考

- 1 総合運動公園多目的広場を半面使用するときは、それぞれ当該使用料の2分の1の額とし、10円未満は切上げとする。
- 2 午前8時から午後6時までの間に人工芝広場の照明設備を使用するときは、使用の許可を得た時間1時間につき1,440円を加算した使用料を徴収する。
- 3 藤枝市民、市内の事業所等に勤務する者及び市内の事業所等以外のものが、総合運動公園多目的広場を使用するときは、当該使用料の50％に相当する額

を加算する。

(8) 藤枝市郷土博物館 別に定めるところによる。

(9) 藤枝市文学館 別に定めるところによる。

(10) 国史跡志太郡衙資料館 別に定めるところによる。

(11) おかべ巨石の森公園多目的広場

利用区分	使用料					
	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
	8時30分から12時まで	1時から5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで
入場料等を徴収しない場合	円 1,080	円 1,080	円 2,160	円 3,280	円 4,360	円 5,440
入場料等を徴収する場合	10,940	10,940	21,880	32,850	43,790	54,730

別表第3（第20条の2・第20条の3関係）

1 都市公園

都市公園名	業務
藤枝総合運動公園	(1) 第4条及び第5条の3の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 利用料金の徴収に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 有料公園施設

有料公園施設名	業務
蓮華寺池公園	(1) 第5条の3の許可に関する業務 (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
御子ヶ谷公園	(1) 第5条の3の許可に関する業務

園	料館	(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
---	----	---